参考資料1

都道府県労働局の組織見直しについて

都道府県労働局

<u>雇用均等室</u>
・均等関係法令（均等法、育児・介護休業法、パート法）に基づく指導等（マタニティハラスメント対策を含む。）
・次世代法の施行に関する業務
・女性の活躍の推進　など

<u>労働基準部</u>　所掌事務のうち
・働き方改革（長時間労働削減、年休の取得促進等）、ワーク・ライフ・バランス、労働契約法（無期転換ルールの周知等）、パワハラに関する業務　など

<u>総務部・職業安定部</u>　所掌事務のうち
・個別労働紛争に関する相談業務、企画調整業務
・福祉労働に関する業務　など

相互に関係する業務を一体として実施するため、現行の業務実施体制を見直し、新たな組織を設置

新たな部（室）の設置

男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた総合的な行政を展開。
また、事業所を訪問するなどして行う事業所に対する働きかけ等、相互に関係する業務を一体として実施することにより、業務の合理化・効率化を推進。

＜見直しの効果＞
○事業所への労働環境の改善に係る働きかけ、事業主や労働者等の当該事項に係る相談などについて、効率的・効果的な実施・対応が可能に
○女性労働者の期待がとても高い女性活躍新法の施行など、行政需要に応じて拡大する業務量への着実な対応が可能に
○幅広い内容の個別労働相談を総合的に受け付けるほか、紛争の未然防止（指導）と解決（調停とあっせん）の一体的実施が可能に
○雇用均等、労働基準、職業安定各行政の枠組みにとらわれない、総合的な労働行政の企画・実施が可能に　など

都道府県労働局の組織見直しについて

見直しの背景

○　女性活躍の推進は現内閣の最重要課題。これに加え、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組も喫緊の課題。

○　一方、上記各種課題への対応は、これまで、労働局の別々の組織（労働基準部、職業安定部、雇用均等室）が、別々に対応。

○　さらに、平成28年４月からの女性活躍新法の施行において、法令の周知、行動計画の審査・受理、行政指導等、雇用均等室の業務の大幅な増加が見込まれているところ。

<関係する閣議決定等>

<u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案に対する附帯決議（27.6.3　衆議院内閣委員会）</u>

➢ 十三　本法の施行に当たっては、その実効性を確保するため、労働者又は企業からの相談等に迅速かつ的確に対応できる体制の強化を図るものとすること。

<u>女性活躍加速のための重点方針2015（27.6.26　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）</u>

➢ 各分野で女性活躍を進める上では、長時間労働の削減などの働き方改革など、その裾野を広げていくための必要な環境整備が不可欠である。

<主な取組>○長時間労働削減等の労働環境整備を図るため、都道府県労働局の体制整備・強化

<u>経済財政運営と改革の基本方針2015（27.6.30　閣議決定）</u>

➢ 全ての女性が輝く社会を目指す。このため、「女性活躍加速のための重点方針2015」に基づき、取組を加速する。

<u>「日本再興戦略」改訂2015（27.6.30　閣議決定）</u>

➢ 長時間労働の是正に向けた企業の雇用管理改善の取組を進めるとともに、多様な正社員、テレワーク、短時間正社員等柔軟な勤務形態の導入に向けた取組を促進すべく、そのための体制整備を図りつつ以下の取組を進める。